

(普通死亡保険金を支払う場合)

第6条 会社は、被保険者が保険期間中に死亡した場合、死亡した日の属する保険期間の保険契約に基づき、普通死亡保険金を保険金受取人に支払います。

2. 前項にかかわらず、会社は、第12条の規定によって災害死亡保険金が支払われる場合は、普通死亡保険金を支払いません。

(普通死亡保険金を支払わない場合)

第7条 会社は、被保険者が次の各号に定める事由により死亡した場合、普通死亡保険金を支払いません。

- (1) 契約日から1年以内の自殺
- (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意
- (3) 地震、噴火または津波
- (4) 戦争、変乱、テロ行為、放射能汚染

(保険料の払込猶予期間及び保険契約の失効)

第27条 第25条第1項第(2)号及び第(3)号に規定する保険料の払込みについて振替られなかった場合は、保険料の未入金が生じた月の翌月1日から末日までの期間を払込猶予期間として保険料の払込みを猶予します。

2. 前項に定める払込猶予期間内における保険料の口座振替は、前月分未払込保険料と当月分保険料を併せて行います。

3. 第25条第1項第(3)号に規定する保険料の払込みについて払込猶予期間内に払い込むべき保険料が払い込まれなかった場合は、保険契約は払込猶予期間満了日の翌日に失効します。

4. 前項の規定により保険契約が失効した日以後に生じた保険(給付)金の支払事由については、会社はいかなる場合においても保険(給付)金を支払いません。

(時効)

第45条 保険(給付)金を請求する権利は、保険(給付)金の支払事由が生じた日の翌日からその日を含めて3年間請求がない場合には消滅します。

(特別条件の付帯)

第46条 会社は特別条件を付帯して保険契約を締結することができます。

2. 前項の場合、契約締結時に現在の健康状態及び過去の病歴について告知事項に該当する被保険者であっても、該当する疾病もしくはその疾病と相当因果関係がある疾病を不担保とすることを条件として、保険契約を引き受けることができます。